

令和3年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第55号 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求控訴事件

(原審・名古屋地方裁判所平成28年(ワ)第1294号〔以下「第1事件」という。〕, 第2523号〔以下「第2事件」という。〕)

口頭弁論終結日 令和3年6月16日

判 決

控 訴 人 ら 別紙控訴人目録記載のとおり
上記11名訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載1のとおり

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国
同代表者法務大臣 古 川 禎 久
同 指 定 代 理 人 別紙代理人目録記載2のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条5項に定める個人番号を収集、保存、利用及び提供してはならない。
- 3 被控訴人は、保存している控訴人らの個人番号を削除せよ。
- 4 被控訴人は、控訴人らに対し、各11万円及びこれに対する平成28年5月13日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(なお、特に断らない限り、略語は原判決の例による。以下同じ。)

- 1 本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律（番号利用法）により個人番号を付番された控訴人らを含む合計20名（第1事件原告19名，第2事件原告1名。以下，併せて「一審原告ら」という。）が，番号制度を構築し，番号利用法に基づいて一審原告らの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報。番号利用法2条8項）を収集，保存，利用，提供等する被控訴人の行為は，一審原告らのプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害する違憲なものであると主張して，被控訴人に対し，プライバシー権に基づく妨害予防又は妨害排除請求として，一審原告らの個人番号の収集，保存，利用及び提供の差止め並びに被控訴人が保存している一審原告らの個人番号の削除を求めるとともに，国家賠償法1条1項に基づき，上記権利侵害により被った損害各11万円（慰謝料10万円及び弁護士費用1万円の合計額）及びこれに対する各訴状送達の日翌日（第1事件につき平成28年5月13日，第2事件につき同年6月25日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は，憲法13条が保護している個人の私生活上の自由の一つとして，何人も，個人に関する情報をみだりに収集，保管，開示又は公表されない自由又は法的利益を有すると解した上で，番号制度が一審原告らの上記自由又は法的利益を侵害するか否かは，①番号制度で取り扱われる個人情報の秘匿性の程度，②法令等の根拠の有無及び行政目的の相当性，③法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏えい，目的外利用等の具体的な危険の有無等に照らし，番号制度の運用によって，みだりに個人に関する情報の収集，保管，開示又は公表が行われる具体的な危険があるといえるか否かによって判断すべきであるとし，次のとおり判断して，一審原告らの請求をいずれも棄却したところ，これを不服とする一審原告らのうち控訴人ら及びほか1名が控訴した。なお，当該1名は控訴を取り下げた。

(1) 個人番号自体は住民票コードを変換して生成される番号で住民票コードを

復元できる規則性を備えないものとされているから、それ自体が個人のプライバシーに属する情報を含むものとはいえないが、個人番号と結び付けられる個人情報、番号制度の導入前から各行政機関等で収集、保有、管理、利用等されていた情報であり、新たに行政機関等が収集、保有、管理、利用等できるようになったものではないものの、利用分野が税、社会保障、災害対策の3分野に限られている現時点においても、所得情報や社会保障の受給歴といった秘匿性の高い情報を含むものでその量も多く、それぞれにひも付けられている個人番号を基にして様々な情報を集約、検索等できる論理的な可能性は否定できず、これらが漏えいしたり目的外利用されたりした場合には個人の私生活又はプライバシーが侵害される危険性があるから、番号制度が個人情報の利用等について必要かつ合理的な範囲にとどまることが担保されている仕組みとなっているか否かについて慎重に検討する必要がある。

- (2) ①番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は法令の根拠に基づいており（なお、一審原告らは番号利用法19条14号及び16号〔同条の号番号は令和3年法律第37号による改正前のものである。以下同じ。〕の規定が政令等への白紙委任であり憲法13条及び41条に違反する旨主張するが、白紙委任ではない。）、②番号制度の目的である行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上はいずれも正当なものと認められ、③個人番号の利用及び特定個人情報の提供が可能な場合は番号利用法9条各項及び19条各号に掲げられている場合に限られ、その内容に照らし、一部の例外（同法9条4項〔同条の項番号は令和元年法律第17号による改正前のものである。以下同じ。〕、19条14号及び15号）を除きいずれも上記②の目的に資する場合と認められ、これらの規定が上記目的を達成する上で必要な範囲を超えた個人番号及び特定個人情報の利用及び提供を許容しているとは認められないし、上記例外についても、いずれも正当な目的のための利用又は提供であることは明らかであるから、

番号制度における個人番号の利用及び特定個人情報の提供は正当な行政目的の範囲内で行われていると認められる。

- (3) 番号制度においては、情報の漏えいや目的外利用を防止する法制度上及びシステム技術上の措置が採られているから、これらの具体的な危険を生じさせるような不備があるとはいえず、これまでの個人情報の漏えい又はその可能性の事例は、専ら人為的なミス（過失）又は不正（故意）に起因するものであり、法制度上又はシステム技術上の不備そのものに起因して発生したものでなく、上記漏えいによる被害が直ちに生じないような法制度上の措置も講じられており、名寄せや突合の具体的な危険があるとは認められない。
- (4) 個人番号又は特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して収集、保管、開示又は公表される具体的な危険があるとはいえないから、番号制度の運用によって一審原告らの自由（個人に関する情報をみだりに収集、保管、開示又は公表されない自由）又は法的利益が侵害されているとはいえないし、一審原告らが主張する接続されない自由（自己の意思に反して、個人に関する情報を脆弱なネットワークシステムに接続されない自由）についても、主張の前提を欠き理由がないことは明らかである。

2. 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、次の3のとおり当審における控訴人らの主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の2～4記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁11行目の「委託を受けた者」の後に「[番号利用法2条12項]」を、13行目の「委託を受けた者」の後に「[番号利用法2条13項]」を、同行目の「以下」の後に「、個人番号利用事務と個人番号関係事務を併せて「個人番号利用事務等」といい」を、6頁11行目の「(同法19条)」の後に「、何人に対しても」を、9頁25～26行目の「個人情報ファイル。」の後に「番号利用法2条9項。」をそれぞれ加える。

- (2) 原判決13頁6行目の「明文」の後に「(同法12条, 27条及び36条)」を加え, 24頁13~14頁の「提供をする」を「提供を受ける」に, 27頁6行目の「同法」を「番号利用法」にそれぞれ改める。

3 当審における控訴人らの主張

(1) 番号制度の違憲性

番号制度の違憲性を判断するに当たっては, 番号制度の利用範囲が当初の3分野(税, 社会保障, 災害対策)以外にも拡大される危険性を考慮に入れて検討する必要がある。

そして, 自己情報コントロール権は人権の中でも最も根幹に関わるものであるから, 番号制度の違憲性審査に当たっては厳格審査基準(目的が重要なもので手段が目的達成のために必要不可欠か[少なくとも目的と手段の間に実質的関連性を要する。])によるべきところ, 被控訴人が番号制度を進めるに当たって, 明らかに不合理な目的を掲げることはあり得ないし, 法制度を整備しないままにしたり具体的な危険が見て取れるほどの不備を抱えたシステム技術のまま放置したりすることもあり得ないから, 具体的な危険の有無という判断枠組は違憲審査基準とはなり得ないのに, 目的審査において建前上の目的に正当性を安易に認め, 手段審査において具体的な危険の有無という判断枠組を採用した原審の違憲審査は不当である。

番号制度にはプライバシーに対する強度の介入を正当化するだけの目的はなく, 共通番号を全国民に付番する手段は番号制度の目的を達成するために必要不可欠とはいえず, 分野別番号制度や任意番号制度のようなより制限的でない手段を取り得るから, 番号制度は違憲である。

また, 原審の判断枠組によっても, 番号制度の法制度上及びシステム技術上の不備は十分に具体的な危険のレベルにあるから, 番号制度は違憲である。

(2) 番号利用法施行令25条の違憲性(同法19条14号の違憲性)

ア 番号利用法19条14号(「その他政令で定める公益上の必要があると

き)の委任を受けて制定された同法施行令25条は、特定個人情報の提供が認められる場合として様々な場合を列挙している(別表1~26号。(2)において個別に特定するときは「別表〇号」という。)。しかし、①同法19条14号が立法の過程で「犯則事件の調査」のみを挙げるにとどめたのに、別表8号は「犯則事件の調査」との均衡性・同質性を欠く税務調査を追加していること、②刑事事件との関係で委任の趣旨を合理的に理解すれば、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るために必要と考えられる具体的な場面を政令で挙げることになるはずであるのに、少年法による調査(別表7号)、国際捜査共助等に関する法律による共助等(別表11号)及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による措置等(別表24号)の場合にも特定個人情報の提供を可能とすることは、番号利用法19条14号が「刑事事件の捜査」において特定個人情報の提供を認めていることと均衡しないこと、③上記別表では同法19条14号が挙げていない公安目的の調査(破壊活動防止法による書類及び証拠物の閲覧等[別表9号]、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律による調査等[別表17号])を挙げているが、具体的な事件との関係で行われる「刑事事件の捜査」を通じた情報収集とは異なり、公安目的の情報収集は、特定の人や団体に着目して行われ、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図る場面に限定して行われるとは考え難く、「刑事事件の捜査」との均衡性・同質性を欠くことからすれば、上記別表各号は番号利用法19条14号による委任の範囲を逸脱しており、憲法13条及び41条に違反する。

また、上記別表各号は、特定個人情報の提供を過度に広汎に認めているから、自己情報コントロール権を侵害し、憲法13条に違反する。

イ 仮にこのような問題のある番号利用法施行令の規定が違憲でないとするならば、上記問題点は同法19条14号の委任の趣旨が特定できず、同号

が白紙委任していることに起因するものであるから、同号自体が違憲ということになる。すなわち、例えば、どのような場合が同号の議院審査や刑事事件の捜査等に該当するかについては、番号利用法の立案担当者による書籍での解説と同法制定後の政府見解とでは整合していないし、具体的な提供場面に関連する同号に挙げられ又は参照することが見込まれる法律からは、同号に基づいて特定個人情報が提供される場面を十分に特定することはできない。

(3) 番号利用法18条の違憲性

番号制度においては、個人番号カードに内蔵されたICチップの空き領域を種々の用途に利用することが認められ(番号利用法18条)、同カードに記録された電子署名を利用して、各種証明書の取得、身分証明書や健康保険証としての利用、マイナポイントでの買い物等、その利用範囲の拡大が図られている。しかし、番号制度の3つの利用目的と無関係な用途に同カードを利用させる必然性はないし、個人番号が裏面に記載された同カードの利用機会を増大させれば、個人番号が漏えいする機会も増すことになるから、ICチップの空き領域を利用することは個人番号の漏えいや不正利用を防ぐための法制度という方向性と完全に矛盾するものであり、同カードのこのような利用を認めている番号制度には致命的な法制度上の欠陥があるといわざるを得ない。したがって、仮に番号制度全体が違憲であるとはいえないと判断される場合であっても、少なくとも番号利用法18条は、必然性のないまま個人番号の漏えいや不正利用の具体的危険を増大させるものであるから違憲である。

(4) 個人番号カードで利用される電子署名等と番号制度の違憲性

個人番号カードでは、本人確認のためにICチップに搭載された電子証明書に付された発行番号が用いられ、同カードを利用する際にはマイキーIDなる識別情報が設定され、これらは同カード利用者の本人確認に利用される

点で個人番号と同視されるべき個人情報である。しかし、番号利用法2条8項の広義の個人番号の定義に発行番号及びマイキーIDは該当しないと考えられるから、発行番号及びマイキーIDは、個人番号と同視されるべき個人情報でありながら番号利用法の規制を一切受けずに様々な情報のひも付けに利用することが可能となっており、民間でも利用可能な情報である。このような発行番号又はマイキーIDに種々の情報がひも付けられた場合には、開示等されない自由及び接続されない自由を制約するおそれが高い。そして、かかる事態を可能としているのは、上記(3)のとおり、個人番号カードに内蔵されたICチップの空き領域を自由に利用することが認められている上、発行番号及びマイキーIDに対し番号利用法による規制を何ら及ぼさない制度としているからであり、これは番号制度における重大な欠陥であるから番号制度は違憲である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、次の2のとおり当審における控訴人らの主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決28頁22行目の「個人に関する情報」～29頁1行目末尾を次のとおり改める。

「個人に関する情報をみだりに収集又は第三者に開示若しくは公表されない自由を有するとともに（最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法院判決・刑集23巻12号1625頁，最高裁平成2年(あ)第848号同7年12月15日第三小法院判決・刑集49巻10号842頁，最高裁平成19年(オ)第403号，同年(受)第454号同20年3月6日第一小法院判決・民集62巻3号665頁等参照)，控訴人らが主張するように自己情報コントロール権と呼ぶかどうかはともかく，個人に関する情報を

みだりに利用されないという法的保護に値する利益を有するものと解される。」

- (2) 原判決29頁7行目、36頁18行目、53頁12及び21行目の「保管」をいずれも「利用」に改める。
- (3) 原判決30頁末行～31頁1行目の「番号制度が原告らの自由又は法的利益を侵害し得るものである以上、それが許されるためには」を「番号制度において利用等される個人情報に漏えいしたり目的外利用されたりした場合には、個人の私生活又はプライバシーが侵害される危険がある以上、個人情報の利用等が許されるためには」に改め、25行目の「制定するのは」の後に「、後述するとおり」を、33頁15行目の「(乙9ないし11)」の後に「、ある地方公共団体では個人住民税の遠隔地扶養手当の照会事務等の事務の効率化が実現し(乙36)、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の累計件数が、年金分野における情報連携の本格運用が開始された令和元年7月以降大幅な増加傾向を示す(乙37)などしており」をそれぞれ加え、34頁12行目及び35頁14行目の「個人番号法」をいずれも「番号利用法」に改める。
- (4) 原判決36頁26行目の「前記前提事実(2)オのとおり」の後に「、何人に対しても」を、38頁21行目末尾に行を改めて「 個人情報保護委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる(同法74条)。」をそれぞれ加え、39頁7行目の「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」を「特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより」に、41頁5行目の「個人情報保護委員会による報告及び立入検査」を「個人情報保護委員会による報告等の求め及び立入検査等」に、42頁8行目の「第2文」を「後段」に、13行目の「上記(ア)」を「上記a」に、1

8行目の「同法10条」を「同法10条1項」に、46頁22行目の「個人情報及び」を「個人番号及び」に、48頁22行目の「なっている」を「なっており、各地方公共団体の情報が理論的に区別されて保管されている」にそれぞれ改め、49頁17行目の「42頁」の後に「、弁論の全趣旨」を加え、53頁15～18行目を次のとおり改める。

「以上によれば、番号制度の目的はいずれも正当であり、個人番号の利用及び特定個人情報の提供はいずれも正当な行政目的の範囲内で行われていると認められる上、番号制度の運用によって、みだりに個人に関する情報の収集、利用、開示又は公表が行われる具体的な危険があるとはいえず、番号制度は個人情報の利用等について必要かつ合理的な範囲にとどまることが担保されている仕組みとなっていると認められるから、個人に関する情報をみだりに収集、利用、開示又は公表されないという控訴人らの自由又は法的保護に値する利益が侵害されているとはいえない。」

(5) 原判決54頁3行目の「よって」～4行目末尾を削る。

2 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 控訴人らは、自己情報コントロール権は人権の中でも最も根幹に関わるものであるから、番号制度の違憲性審査に当たっては厳格審査基準（目的が重要なもので手段が目的達成のために必要不可欠か〔少なくとも目的と手段の間に実質的関連性を要する。〕）によるべきであり、番号制度の目的の正当性を安易に認め、具体的な危険の有無という判断枠組を採用した原審の判断は不当である旨等、前記第2の3(1)のとおり主張する。

しかし、控訴人らは、番号制度によって控訴人らの憲法上保障された自由又は法的保護に値する利益（控訴人らの主張によれば自己情報コントロール権）が侵害されることを理由に、妨害予防又は妨害排除請求として被控訴人による控訴人らの個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに控訴人らの個人番号の削除を請求するとともに、被控訴人の行為が不法行為であ

るとして損害の賠償を請求しているところ、これらの請求が認められるためには、少なくとも番号制度によって被控訴人が控訴人らの個人番号を収集、保存、利用及び提供することが違法であると認められる必要があり、そのためには、番号制度が上記自由又は法的保護に値する利益を侵害する一般的・抽象的な危険があるというだけでは足りず、番号制度によって控訴人らの個人情報のみだりに収集、利用、開示又は公表される具体的な危険が生じていると認められる必要があるから、かかる具体的な危険の有無を捨象し、自己情報コントロール権が人権の中でも最も根幹に関わることを理由として厳格審査基準によるべきであり、他のより制限的な代替手段があるなどとして番号制度の違憲をいう控訴人らの主張は採用することができない。

なお、控訴人らは、番号制度にはプライバシーに対する強度の介入を正当化するだけの目的はないとも主張する。しかし、個人番号自体は何らかの個人のプライバシーに属する情報を含むものではなく、個人番号と結び付けられる個人情報も、番号制度の導入前から他の法令等に基づいて各行政機関等で収集、保有、管理、利用等されていた情報であって、番号制度の導入により新たに行政機関等が収集、保有、管理、利用等することができるようになったものではないから、そもそも、番号制度がプライバシーに対する強度の介入であるとの指摘は当たらないし、番号制度は、複数の行政機関等に存在する個人情報が同一人の情報であることを正確かつ迅速に確認するための基盤であり、番号利用法1条が掲げる目的を実現して公平・公正な社会を実現するための社会基盤を構築しようとするものと認められ(甲1,42,乙8)、番号制度の目的に沿って特定個人情報が迅速に授受されるなどして利用されることは行政施策として正当であるというべきである。したがって、控訴人らの主張は採用することができない。

そして、番号制度の運用によって、みだりに個人に関する情報の収集、利用、開示又は公表が行われる具体的な危険があるとはいえず、控訴人らの個

人情報をみだりに収集、利用、開示又は公表されない自由又は法的保護に値する利益が侵害されているとはいえないことは、補正して引用した原判決が判示するとおりである。

- (2) 控訴人らは、前記第2の3(2)のとおり、番号利用法施行令25条のうち別表7～9号、11号、17号及び24号は、番号利用法19条14号の委任の趣旨を逸脱し、あるいは特定個人情報の提供を過度に広汎に認めるものであるから憲法13条及び41条に違反するし、仮にこのような問題のある番号利用法施行令の規定が違憲でないとするならば、上記問題点は番号利用法19条14号の委任の趣旨が特定できず、同号が白紙委任していることに起因するものであるから、同号自体が違憲ということになる旨主張する。

しかし、番号利用法19条は特定個人情報が提供される場合を同条に規定する重要な公益上の必要がある場合に限定していること及び同条14号に例示された国会の各議院における審査・調査、裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査又は会計検査院の検査の性質に照らせば、同号の「その他政令で定める公益上の必要があるとき」とは、例示に準ずるような審理判断のための事実の調査や情報収集の手続として重要性を有するという公益上の必要があり、かつ、その事実の調査や情報収集の手続が法令に基づいて行われるものに限定して政令に委任したものと解すべきものである。そうすると、同号に基づいて特定個人情報が提供される場面を十分には特定できないとの控訴人らの批判は当たらないし、控訴人らが指摘する別表各号の場合がこのように限定的に解釈される委任の趣旨に反するとは認められず、特定個人情報の提供を過度に広汎に認めていることにもならない。したがって、控訴人らの主張は採用することができない。

- (3) 控訴人らは、前記第2の3(3)及び(4)のとおり、①番号利用法18条が個人番号カードに内蔵されたICチップの空き領域を種々の用途に利用することを認めていることは、個人番号漏えいの機会を増大させ、個人番号の漏えい

や不正利用を防ぐための法制度という方向性と完全に矛盾するから、番号制度には致命的な法制度上の欠陥がある、②発行番号及びマイキーIDは様々な情報のひも付けに利用することが可能となっており、民間でも利用可能な情報であるから、発行番号又はマイキーIDに種々の情報がひも付けられた場合には、開示等されない自由及び接続されない自由を制約するおそれが高いが、このような事態を可能としているのは、上記のとおりICチップの空き領域を自由に利用することを認め、発行番号及びマイキーIDに対し番号利用法による規制を何ら及ぼさない制度としているからであり、これは番号制度における重大な欠陥である旨指摘して、番号制度は違憲である、あるいは少なくとも番号利用法18条は違憲である旨主張する。

しかし、控訴人らの上記①及び②の主張はいずれも、個人番号カードを取得してこれを利用する者にとって自己の個人情報が漏えいする等の危険性があることを指摘するものであるとはいえ、控訴人らが主張する同カードの問題点によって直ちに控訴人らの個人情報が漏えいしたり不正利用されたりする危険を生ずることになるとは認められず、控訴人らの主張は、他者の不利益を理由として番号制度の違憲を論ずるにすぎず、控訴人らの各請求を理由付けることにはならないというべきである。

この点を措くとしても、個人番号カードには厳格な偽造防止対策が施されていること（前記前提事実(2)ウ(ア)）、仮に個人番号を本人以外の者が盗み見たり同カードが盗難されたりしたとしても、同カードそのものに税や年金などのプライバシー性の高い情報は保存されていない上、同カードは顔写真付きであってこれ自体を悪用することは困難であるし、フリーダイヤルを利用して24時間365日体制で同カードの利用を一時停止することができること（甲34～36）、個人番号の提供に際しては顔写真による確認等の本人確認を行うこととされていること（番号利用法16条、同法施行令12条1項、甲34～36）、個人番号利用事務等実施者による個人番号の不正利用や盗

用，一般人による同カードの不正取得については刑罰の対象となっていること（番号利用法49条，55条）に照らせば，ICチップの空き領域を種々の用途に利用することを認めていることにより個人番号漏えいの機会を増大させるとまではいい難い。そもそも，番号利用法18条に基づく同カードの利用は，法制度上及びシステム技術上の保護措置を踏まえた上で，条例又は政令に定めるところにより行われるものであり，国民の利便性の向上という番号制度の目的に沿うものであると認められるから，情報漏えいや不正利用の防止という方向性と完全に矛盾するとの指摘も当たらない。したがって，控訴人らの上記①の主張は採用することができない。

また，証拠（甲42，乙38）及び弁論の全趣旨によれば，オンライン上での本人確認又は本人認証に用いる電子証明書の発行番号及びマイキーIDは，申請者本人からの申請を受けて発行されるものであって，通常他人の目に触れるものではなく，発行番号には有効期限があり電子証明書が発行されるたびに変更され，マイキーIDは申請者の意思により変更や廃止が可能であることが認められる。加えて，発行番号については，他の行政機関等の電子計算システムや他の個人情報ファイルとの結合によって特定の個人に係るあらゆる個人情報を集積することができないよう，法令により必要な規制がされていると認められ（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律，同施行令，同施行規則。乙39～41），マイキーIDについては，マイキープラットフォームのデータベースにおいて管理され，申請者本人の申請に基づいてのみマイキープラットフォームにおいて他のサービスのID等とひも付けられるが，マイキープラットフォームから他のサービスシステムに外部提供されるものではないと認められる（乙38，弁論の全趣旨）。

そうすると，発行番号及びマイキーIDが番号利用法2条8項の広義の個人番号に該当せず，同法の規制にかからないとしても（被控訴人もこの点は

争っていない。), 発行番号が種々の情報のひも付けに利用可能となっていることが番号制度における重大な欠陥であるとはいえないし, マイキーIDが番号利用法の規制を受けないことで種々の情報のひも付けに利用可能となっているわけではなく, 漏えい等の機会を増大させるともいえないから, 控訴人らの上記②の主張も採用することはできない。

(4) 控訴人らは, その他るる主張するが, いずれも, 番号制度の運用によって控訴人らに関する個人情報をみだりに収集, 利用, 開示又は公表されない自由又は法的保護に値する利益が侵害されているとはいえないとの以上の判断を左右するに至らない。

第4 結語

よって, 原判決は相当であり, 本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして, 主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長裁判官 萩 本 修

裁判官 池 田 信 彦

裁判官 末 吉 幹 和